

地域再生計画

1 地域再生計画の名称
企業人の地域NPO参加促進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称
愛知県

3 地域再生計画の区域
愛知県の全域

4 地域再生計画の目標

愛知県のこれからの地域づくりの方向性を明らかにする「新しい政策の指針」(平成18年3月策定)において、分権型地域社会の構築(住民に身近な行政主体が、不断に行財政改革に取り組みながら、自らの判断と責任で、地域・住民のニーズに主体的に対応できる分権型の行政システムの確立)を行うために、社会を支えあう新しい力としてNPO・ボランティア活動を位置付け、積極的に支援していくことにしている。そして、新たな社会ニーズに対応し、自立型地域社会づくりを進めていくためには、市民自身の自発的な社会貢献活動であるNPOとの協働が不可欠との認識の下に、平成16年5月に全国に先駆けて発行した「あいち協働ルールブック(*)」を活用したNPOと行政の協働を一層拡大していくことにしている。

また、「新しい政策の指針」では、安心・安全で元気な地域づくりのためには、一人ひとりが仕事や家庭、地域など様々な分野で役割を持つ「一人複数役社会」の構築が必要であるとの認識から、多様なNPO活動に参加できる仕組みづくりを進めることにしている。

福祉、環境、教育、防犯、防災など様々な分野において、本県の行政課題が多様化する中で、NPOが果たす公共サービスの新たな担い手としての役割は増大しているが、本県が平成18年度に実施したNPO法人の財政状態及び会計処理の現状に関する調査結果によれば、NPO法人の多くは、財政基盤の脆弱性と組織管理面の人材不足に苦慮しており、NPOの能力を十分発揮していくためには、なお一層の基盤整備が必要とされるところである。

この課題解決に寄与する手法として期待されるのが、豊富な資金や人材を有する企業とNPOとの協働である。近年、企業では、CSR(corporate social responsibility:企業の社会的責任)が重要テーマとなっていることから、大手企業を中心に、企業人が参加できる社会貢献活動の様々な仕組みが考えられてきており、また、企業人にとって、NPOは、地域社会に貢献する生きがいを感じられる存在として魅力を感じる人も多いと思われる。一方、NPOからすると、経験、能力、スキル、誠実性、コスト面等を期待できる企業人や定年退職者層に対する期待は大きいものがある。

しかしながら、個々の企業人がボランティア活動に個々に取り組んでいくことは容易ではなく、一過性のものにもなりがちであることから、これを社会全体に浸透させ、継続させていくには、企業とNPOが、組織対組織として協働で取り組んでいくことが肝要である。平成14年に本県が行なった「企業とNPOのマッチング意向調査」(特定非営利活動法人パートナーシップ・サポートセンターに調査委託)によると、回答のあった企業の約6割(大企業では9割)がなんらかの社会貢献活動を実施していると答えているが、実際にNPO等(町内会などを含む。)と関わったことのある企業は24%にとどまっており、NPOと企業との協働は十分でないことが窺われる。両者の協働を促進していくには、NPOの信頼性向上や企業のNPO理解の促進などが必要と考えられる。

本県では、中間支援NPO(NPOの支援を目的とするNPO)と連携・協力しながら、NPOを対象としたアドバイザーの設置やセミナーの実施などを通じて、今後もNPOの基盤整備・

信頼性向上の支援、各種のNPO情報の提供などを行っていくが、とりわけ、NPOと企業自身の取組みが大切であるので、企業がNPOを理解し、企業人がNPOで活躍する仕組みづくりを支援していく必要がある。

企業人のNPOでの活躍は、NPO活動発展の原動力になるのみならず、企業のNPOに対する理解を促進することとなり、また、一方、企業イメージ・企業価値の向上にもつながることとなるが、何よりも「一人複数役社会」の構築に大いに資することから、本県が目指す自立型地域社会づくりが促進され、本県のさらなる活性化が見込まれる。

【目標】

企業人のNPO理事、ボランティア・インターン登録・・・100名

* あいち協働ルールブック

NPOと行政が対等の立場で双方が守るべきルールを定めたもの。県と賛同するNPOが署名する形をとっている（賛同団体数は、平成19年4月末現在で675団体）

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

NPOと企業とのネットワークを構築するためには、まず、企業及びNPOが双方の現状や問題点を理解することからスタートし、その上で、双方の出会いの場を設定し、効果的なインターンシップ制度を創設していく。

効果的なインターンシップ制度の創設は、NPOにとっては、ボランティア・インターンにより、日常的な人材不足の解消につながるとともに、企業の組織運営などが学べ、NPOが弱いとされる組織づくりや経営感覚が磨かれることとなる。

また、企業にとっては、CSRの主要な要素である従業員の活動支援と企業の地域貢献が実践でき、CSRによる高い企業評価が得られるとともに、NPOの先進性等から地域の問題や課題に敏感に反応できるようになり、企業活動に生かされることとなるとともに、企業人にとっては、定年後の生きがいづくりにもつながることとなる。

県としては、この事業を支援するため、引き続きNPOの基盤整備・信頼性向上のための事業を行っていくとともに、平成19年度に設立予定の愛・地球博記念社会貢献活動支援基金（仮称）の活用等により、NPOを支援していく。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置

（支援措置の名称）

C2001 地域再生に資するNPO等の活動支援

（支援措置の内容）

ネットワーク形成促進事業

（支援措置の対象とする事業の内容）

企業トップ・役員対象の「NPO理事になるためのNPO講座」「NPOからみたCSR講座」（仮称）の開催とNPO理事への登録

企業従業員対象の「NPO基礎講座」とボランティア・インターン登録

企業人ボランティア等を希望するNPO対象の「企業人受け入れ講座」の実施

企業とNPOのマッチング（各NPOでのインターン・ボランティア体験）

報告会

事業評価とまとめ（報告書）

5 - 3 - 2 独自の取組み

あいちNPO交流プラザの運営（NPOの交流、活動や情報発信の場であるとともに行政とNPOとの協働・連携の拠点）

NPOアドバイザーの設置（中間支援NPO法人に委託して実施している相談業務）

信頼されるNPOづくりのための基盤整備セミナーの開催

NPOと行政職員による「テーマ別意見交換会」の開催

「あいち協働ルールブック」（2004年5月発行）の普及・活用を図るための「行政とNPOとの協働に関する実務者会議」の開催

NPO等が行う社会貢献活動を支援するための「愛・地球博記念社会貢献活動支援基金（仮称）」の設立（2007年8月設立予定、NPOと企業の協働事業も助成対象とする予定）

6 計画期間

認定の日から平成21年度末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画期間終了後に、NPOと企業の協働事業について、愛知県が調査及び評価を実施し、結果を公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし